

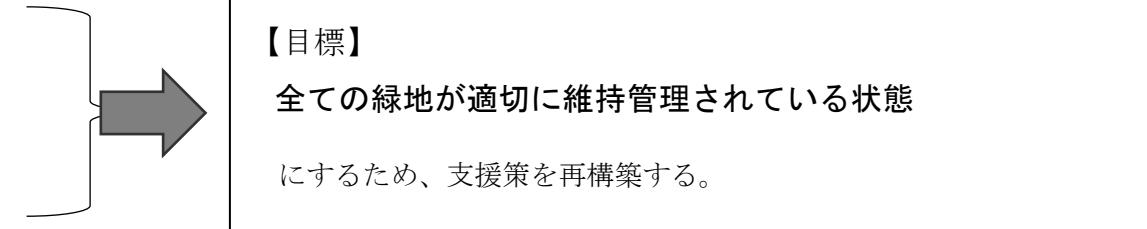
## 民有緑地の維持管理支援策について

### ■ 民有緑地の維持管理支援策の必要性

- 緑は、本市を特徴づける重要な資源である一方、令和元年に発生した台風被害により、山林の保全・管理の重要性が改めて浮き彫りとなった。
- 緑は、地球温暖化の主要因である二酸化炭素の吸収や、ヒートアイランド現象の緩和など、SDGs の目指す持続可能な循環型社会を構築する上で大きな機能を有している。また、緑を適切に維持管理することで、防災面での機能強化や安全確保を図ることが可能となるものである。
- このため、令和二年度に予定する「緑の基本計画」の改訂に際しては、緑の適切な維持管理をこれまで以上に重要なものとして位置付け、今後この方針を推し進めていくこととする。

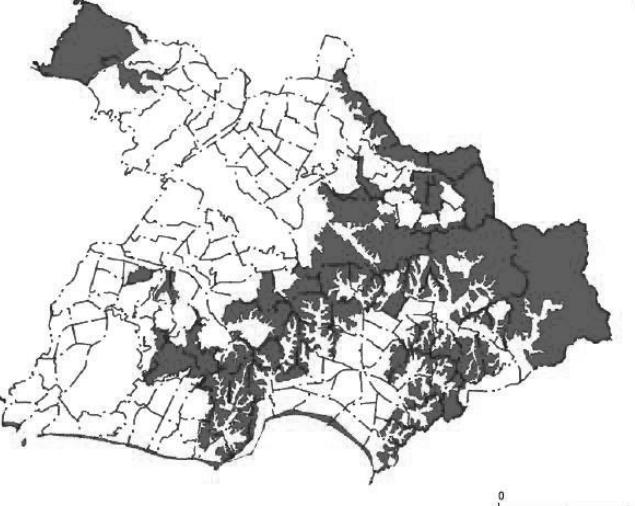
### ■ 民有緑地の維持管理支援に関する現状と課題

- ・所有者が維持管理の必要性を認識していない。(市外在住の者は、緑地が荒れている状況について認識していない可能性がある。)
- ・所有者不明山林の存在。
- ・測量や境界の確定が未実施の土地が多い。
- ・地形や樹木の種類に応じた維持管理手法が確立されていない。
- ・急傾斜地が多く、ボランティアの安全性の確保が難しい。
- ・地域住民のボランティア参加を促す手法の検討。(都市緑地法に基づくみどり法人制度について周知が行き届いていない等。)



### ■ 鎌倉市において現在実施している支援策 (支援タイプ : 直接施工型 奨励金交付型 税減免型 補助金型 )

	名称 支援タイプ	主な対象範囲	主な対象範囲 区域図(対象範囲は着色部)	内容	面積等 (約 ha)	決算値 (H30)	現在の施策運用状況における課題	実効性
①	樹林管理事業 直接施工型	歴史的風土保存区域・近郊緑地保全区域・特別緑地保全地区 緑地保全推進地区		市が土地所有者に代わり、緑地の維持管理を行う。	[対象] 歴風 989 近緑 294 特緑 49.4 ほか  [H30 実績] 枝払い 343 本 伐採 26 本 灌木 伐採 654 m <sup>2</sup>	13,681 千円	・現状の予算額では、申請のあった場所の全てに対応できず、倒木等の危険が想定される場所を優先して作業対象地としている。この結果、作業範囲が住宅に接している部分に留まっている。 ・所有者不明山林への対応ができない。 ・地域制緑地の指定のない緑地は対象としていない。	○
②	緑地保全契約 奨励金交付型	市街化区域内のおおむね 1,000 m <sup>2</sup> 以上の緑地		所有者に対する奨励金の交付 [奨励金の額] 固定資産税・都市計画税等 +13 円/m <sup>2</sup>	[対象] 市街化区域 2,569  [H30 実績] 53.0 115 件	8,272 千円	・交付された奨励金を緑地の維持管理の実施に充てることについては、土地所有者の意向に委ねられている。	○

	名称 支援タイプ	主な対象範囲	主な対象範囲 区域図(対象範囲は着色部)	内容	面積等 (約 ha)	決算値 (H30)	現在の施策運用状況における課題	実効性
③	保存樹林の指定 奨励金交付型	美観上優れている 500 m <sup>2</sup> 以上の緑地 (現状は、主に市街化調整区域内で運用)		所有者に対する奨励金の交付 [奨励金の額] 530 円/100 m <sup>2</sup>	[対象] 市街化調整区域 1,384 [H30 実績] 241.5 186 件	12,221 千円	・交付された奨励金を緑地の維持管理の実施に充てることについては、土地所有者の意向に委ねられている。	○
④	市民緑地契約 (都市緑地法) 直接施工型	特別緑地保全地区指定候補地、保全配慮地区ほか (300 m <sup>2</sup> 以上の一団の土地等の区域)	市域全体	地域住民の利用に供する市民緑地を設置。市が維持管理を行う。	[対象] 全市域 3,967 [H30 実績] 0.5 1 件	-	・契約にあたっては、周辺の緑地の賦存状況、地域住民のニーズ等を勘案する必要がある。	
⑤	市民緑地愛護会 奨励金交付型			愛護会に対する報償費の交付 [奨励金の額] 面積に応じて 30,000~45,000 円/年	45 千円		・愛護会の主な活動内容が清掃や草刈り、樹木の剪定などの軽作業であり、倒木処理などの危険度が高い作業の処理は不可能。	
⑥	税の減免措置 (市税条例等) 税減免型	歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区	①に示す樹林管理事業の対象区域と概ね同様	固定資産税、都市計画税等(市税条例)の減免 相続税の一定の評価減	[対象] 歴風 989 近緑 294 特緑 49.4	-		
		市民緑地契約 保安林指定	市民緑地契約については④⑤と同様 保安林については、筆指定のため図化不能	固定資産税・都市計画税等(国制度)の減免 相続税の一定の評価減	[H30 実績] 市民緑地 0.5 保安林 171	-		
⑦	既成宅地等防災工事資金助成 補助金型	宅地造成工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域、及びこれと同程度の区域内	市域全体	防災工事又は伐採工事に対する補助金の交付	[対象] 全市域 3,967 伐採工事 18,686 千円 防災工事 14,934 千円 合計 33,620 千円		当制度の目的は、がけ崩れ災害を未然に防ぐことである。「未然に防ぐ」ためのものであることから既に倒れてしまった樹木には対応できない。また申請から着手までに時間を要し、即応性に対応できていない。	

#### ■ 鎌倉市において未実施の支援策(法令により既に制度設計されている制度)

	名称 支援タイプ	対象	内容	本市対象面積 (約 ha)	想定される財源	課題
⑧	管理協定制度 (都市緑地法) 直接施工型	緑地保全地域・特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区	土地所有者と地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人(通称:みどり法人)とが、協定を結び、土地所有者に代わって緑地の管理を行う。	特別緑地保全地区 49.4 近郊緑地特別保全地区 131	森林環境譲与税 一般財源	・制度導入の事例は、千葉県松戸市ののみ。参考になる事例がない。 ・緑地保全地域・特別緑地保全地区の指定のない緑地は対象としていない。
⑨	市民緑地認定制度 (都市緑地法) 税減免型	緑化地域・緑化重点地区	民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する。 固定資産税・都市計画税を 1/3 軽減。	緑化重点地区 296.1 (緑化地域は候補地のみの位置付 1,430)	緑地内の柵、園路等の施設設置は国庫補助の対象	・緑化地域あるいは緑化重点地区以外は対象としていない。

	名称 支援タイプ	対象	内容	本市対象面積 (約 ha)	想定される財源	課題
⑩	市町村森林經營 管理事業(森林 經營管理法) 直接施工型	地域制綠地指定地・市街化調整 区域内山林・風致地区区域内山 林 (地域森林計画対象民有林)	經營管理権集積計画により經營管理権を取得した森林のうち、市町村が林業經營者に經營管理実施権を設定しない又は設定するまでの森林に対し、森林の状況を踏まえて、市町村が土地所有者に代わり、間伐を繰り返して複層林化するなど、自然的条件等の状況を踏まえ施業する。	地域森林計画対象民有林 1,107	森林環境譲与税	・地域森林計画対象民有林以外は対象としていない。

#### ■ 鎌倉市において未実施の支援策(検討中、又は他自治体の事例など)

	名称 支援タイプ	対象	内容	本市対象面積 (約 ha)	想定される財源	課題
⑪	(仮)緑地維持管理 相談専門委員(令 和2年度導入予定)	民有緑地	緑地の手入れ方法を悩んでいる土地所有者に対し、専門家が対象地を見て、どのように手入れすべきか助言する。	796	森林環境譲与税	・技術的な知見を提供できても、手入れの費用を補助するものではないため、土地所有者の負担は大きい。
⑫	市独自の緑地管理 協定制度 直接施工型	民有緑地	都市緑地法に基づく管理協定制度を参考に、土地所有者と市とが、協定を結び、土地所有者に代わって緑地の管理を行う。	796	森林環境譲与税	・導入する区域の優先順位を定める必要がある。
⑬	(仮)緑地愛護会 奨励金交付型	市有緑地	町内会等が、実施する市有緑地の維持管理活動に報償金を交付する。	119.85 (140箇所)	森林環境譲与税	・急峻な緑地では、安全性確保に懸念がある。
⑭	自然保護奨励金 (県事業) 補助金型	歴史的風土保存区域、首都圏近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、風致地区、保安林	自然環境を保全するために、地域制綠地等の指定区域内の交付対象地(山林・原野・池沼)の手入れを行った所有者に奨励金を交付する。	(H30は39件 172haに実施)		
⑮	樹林地維持管理助 成制度(横浜市) 補助金型	特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区、緑地保全地区、源流の森保存地区など	樹木管理、草地管理、フェンス・土留め等構造物の設置に対して、作業に要した経費の全額もしくは一部を補助する。	-	森林環境譲与税	・鎌倉市で導入するならば、奨励金交付(保存樹林、緑地保全契約)との関係を整理する必要がある。
⑯	自伐型林業初心者 対象研修(大磯町)	町内の民有山林	山林の管理に困っている人、林業を始めてみたい人、自伐型林業※に関心のある人等を対象に、研修を行う。	-	森林環境譲与税	・鎌倉市で導入しようとしても、応募が集まらない可能性がある(法規制が多く、林業經營には難しい)。

※低成本で参入が容易な施業方法により、地域住民や山林所有者が自ら、地域の山林や所有山林にて持続的に山林施業を実施し、副業以上の仕事としていく手法で、経済性と環境性、対災害性、持続性を重視・両立させる林業  
(平成30年度 自伐型林業実現可能性調査 大磯町)

#### ■ 担い手育成に関する事業(実施中・未実施)

	名称	対象	内容	課題
⑰	緑のレンジャー・シニアの育成(実施中)	市有緑地	自然の仕組みや道具の使い方、枝払いの方法等を習得した人材を育成する。	・受講希望者数が少ない。
⑱	緑地管理ボランティア の支援(実施中)	市有緑地、公園の樹林 地部分、民有緑地	・道具の貸与を行う。 ・ボランティア保険に市が加入し、ボランティアがけがをしてもフォローできるようにする。	・リタイア世代が主流、ボランティアの高齢化。 ・緑地の維持管理への需要に対し、マンパワーが不足している。
⑲	高校・大学との連携(未 実施。鎌倉風致保存会 で実施中)	市内全域	高校生・大学生を対象として、緑地の維持管理作業を体験するプログラムを提供する。	・急峻な緑地では、安全性確保に懸念がある。